

令和5年3月13日以降の国のマスクの着用の考え方（マスク着用は個人の判断が基本）に伴う市のイベント等対応方針について

市主催のイベントや会議の開催等の取り扱いについては、令和5年2月10日付政府事務連絡「基本的対処方針に基づくイベント等の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」及び同2月16日付県通知（防災第577号）に準拠し、3月13日以降、以下のとおり実施します。

（今回国が、マスク着用の考え方の見直しを行ったことを受け、これに対応する変更を行います。）

なお、奈良県の方針が変更された場合や本市を含む県内及び大阪府等において、再び感染の拡大が見られる状況となった場合は、取り扱いを変更する場合があります。

【イベント開催等における感染防止対策】

1. 手洗い、手指・施設消毒の徹底

○こまめな手洗や手指消毒の徹底を促します。（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等を実施）

○主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒を実施します。

2. 換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、又は窓開け換気（可能な範囲で2方向）を徹底します。

*屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定します。

*必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討します。

*二酸化炭素濃度計を使用する場合、概ね1,000ppm以下を保持するよう努めます。

3. 来場者間の密集の回避

○人と人とが触れ合わない間隔を確保します。

○入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）を実施します。

○休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制を構築します。

*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保します。

4. 飲食の制限

○飲食を伴う場合は、調理・配膳を行う際のマスク着用を含め、飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を徹底します。

○飲食は隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛をお願いします。

*飲食店に準じて身体的距離の確保やパーティションの設置等の対策ができる環境においてはこの限りではありません。

○飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討し、必要に応じ実施します。

6. 出演者等の感染対策

○有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底します。（このため一部の出演者が欠席する、または状況によりイベント等自体を急遽、延期または中止することがあります。）

*体調が悪いときは医療機関等に適切に相談します。

○練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処します。

*練習時等であっても、演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策を実施します。

○出演者やスタッフ等と観客が、イベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実に措置します。

7. 参加者の管理等

○入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等を行い、有症状の方の入場をお断りします。

*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることをお願いします。

○時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起を行います。

8. 以上に加え、市の公共施設を利用する場合は各施設の利用制限や管理者の指示に従うとともに、各業界（競技）団体等から「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」が示されている場合は、それにも従って実施します。

イベントなどを実施予定の市民・民間団体のみなさまへ

市民や民間団体等が主催する各種イベント等についても、「イベント開催時等における感染防止対策」を参考として実施の検討をお願いします。

（なお生涯学習施設については、利用料を1/2とする措置を行っています。詳しくは各施設にお問い合わせください。）

また、県内において参加者が5,000人を超える規模、かつ施設の収容人員の50%を超えるイベントを計画する際は、県の各イベントに関連する部署（不明の場合の問い合わせ先：知事公室防災統括室危機対策係）の指導を受け、「感染防止安全計画」を作成・提出してください。これを超えない場合は、感染防止対策を記載した「イベント開催時のチェックリスト」を作成して下さい。